

答申第 2 5 4 号（諮問第 2 6 8 号）

「昨年 1 2 月と本年 1 月に〇〇から県に対して土壌中有害物質の測定結果がそれぞれ速報と正式のかたちで報告されたが、これを含め、それまでに同社と県との間で交わされたやりとりが分かる情報（〇〇から県に対して土壌測定結果を踏まえた回答書および測定データを含む）」の公文書部分開示決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第一部会

第1 審査会の結論

別表（い）欄に記載の公文書のうち「計量証明書」の「計量の結果」に係る部分を不開示とした決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、令和5年6月16日付けで、「昨年12月と本年1月に〇〇から県に対して土壌中有害物質の測定結果がそれぞれ速報と正式のかたちで報告されたが、これを含め、それまでに同社と県との間で交わされたやりとりが分かる情報（〇〇から県に対して土壌測定結果を踏まえた回答書および測定データを含む）」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を別表（あ）欄に記載の公文書（以下「本件公文書」という。）と特定し、条例第18条第1項の規定に基づき、令和5年8月10日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。本件処分では、本件公文書を構成する別表（い）欄に記載の公文書のうち、別表（う）欄の部分を開示とし、その理由を別表（え）欄のとおり付して、請求人に通知した。

3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、別表（い）欄に記載の公文書のうち「計量証明書」（以下「本件計量証明書」という。）の「計量の結果」に係る部分を不開示としたことを不服として、令和5年9月22日付けで本件処分に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、令和5年10月27日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、令和5年12月26日付けで反論書を作成し、実施

機関に提出した。

6 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和6年1月23日、本件審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）についての諮問を行った。

7 意見書の提出

請求人は、条例第32条の規定に基づき、令和6年2月14日付けで意見書を作成し、審査会に提出した。

第3 争点

本件処分で不開示とされた別表（い）欄の「計量証明書」のうち、別表（う）欄の「計量の結果」が別表（え）欄の不開示理由に該当するとした公文書部分不開示決定が妥当かどうか。

第4 当事者の主張

1 請求人の主張要旨

（1）審査請求の趣旨

対象となる処分を取り消すとの裁決を求める。

（2）審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

ア 計量の結果の公表について

処分庁は、排土処理場に〇〇地区排客土工事で生じた排土が集積されていることを知りながら、土地所有者である〇〇株式会社（以下「本件法人」という。）に土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「土対法」という。）第5条に準じた指導を行い、それまで群馬県農政部が農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）に基づき進めていた公害防除特別土地改良事業に対して、土対法及び群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成25年群馬県条例第47号。以下「土砂条例」という。）を盾に横やりを入れてきた。そうである以上、土対法に基づき、土壤環境基準を超える場所については、必要な区域として指定し、「計量の結果」である土壤検査の測定値を公表することが、住民の安全安心な生活環境保全の観点から必要となる。

また今回、処分庁が土対法と併せて、地権者である本件法人に土壤検査を要請した際に法的根拠としたのが土砂条例である。したがって、処分庁

は土砂条例第7条第3項の規定に基づき、周辺の地域の住民に情報を提供することが求められているはずである。

イ 条例第14条第3号イ該当性について

単に「おそれがある」というだけではなく、どのような権利や競争上の地位その他、正当な利益を害するのか、個別具体的にわかりやすく説明しなければならない。処分庁は、県民への説明責任を全く果たそうとせず、単に「おそれがある」と弁明しているにすぎない。

ただし書に該当しないという処分庁の弁明は、「土壌汚染地で生まれ育ち営農し生活し土地の管理をして固定資産税など支払う地元住民の生命、健康、財産などよりも、公害企業で名を馳せた本件法人にとって都合の悪い情報の隠ぺいのほうが、よっぽど大切だ」という処分庁のホンネを吐露したに他ならない。

2 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び実施機関の口頭での説明によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 公文書の特定について

請求書の記載から、請求人は「令和4年5月27日付け環保第3212-1号『〇〇川流域農用地土壌汚染対策事業の実施における環境配慮について』により、実施機関が本件法人に対して要請した、同法人所有地に設置の排土処理場に搬入された土壌について土砂条例に規定する方法により調査を実施した結果の報告」の開示を求めているものと考え、「令和5年1月10日付け環保第3212-3号」及び「令和5年1月18日付け環保第3212-5号」を特定した。

(2) 公害防除特別土地改良事業について

本件請求は、県農村整備課が農用地土壌汚染防止法に基づき農用地土壌汚染対策地域である〇〇市〇〇地区において実施する汚染除去事業（以下「本件公特事業」という。）に端を発するものである。本件公特事業は、生産される米に含まれるカドミウムの量が定められた要件を超えると認められる地域及びそのおそれが著しい地域として指定された土地において、土壌の汚染を除去するために、主に表土を含む表層土壌を掘削し、別の場所で採取された汚染のない土壌により原状回復を行う事業である。

本件公特事業による掘削土を集積することとなったのは、本件法人が所有する土地に設置された排土処理場（以下「本件排土処理場」という。）である。

(3) 本件排土処理場の汚染に関する評価について

本件排土処理場に集積した土壌は、農用地土壌汚染防止法に基づく汚染された土壌である。しかし、このことのみをもって、土対法上土壌汚染が存在する

可能性が高いとまでは認められない状況にあった。

(4) 土壌汚染状況調査について

実施機関では、土壌汚染があり、それが人に摂取される可能性がある土地については人の健康に係る被害が生ずるおそれがあることから、土対法第5条第1項所定の「土壌汚染状況調査」の実施を求めることを原則としている。しかし、当該調査は、土対法の規定による指定調査機関にその実施を委託する必要がある高度に専門的・技術的な調査であって、実施に長期間を要するものである。

一方、本件公特事業は、その事業内容の性質が、土砂条例に規定する「特定事業」に類するものであり、同条例では、土壌汚染状況調査よりも簡易・迅速な方法で「土壌検査」の方法が定められている。

このため、本件公特事業の実施に伴い本件排土処理場へ土壌を集約することによる環境への影響を迅速に把握する目的で、本件排土処理場の土地所有者である本件法人に対し、土砂条例に規定する方法による土壌調査の実施を要請する行政指導（以下「本件行政指導」という。）を行った。

(5) 公文書を開示しない理由について

ア 不開示とした情報は、実施機関が本件法人に対して要請した、同法人所有地に設置された排土処理場に集約された土壌について、土砂条例に規定する方法により調査を実施した結果であって、土砂条例第6条に規定する土壌基準に適合せず、土対法の土壌基準にも適合しなかった旨の情報を含むものである。

イ 宅地建物取引業法（以下「宅建業法」という。）では、土対法上の指定区域に該当するか否かについて、土地の売買に係る契約時に重要事項として説明することが定められている。今回はカドミウム、鉛及び砒素が土対法所定の土壌基準にも適合しないという情報であった。この情報は、土対法上の指定区域に該当するという情報ではないが、土壌汚染があったという情報には変わりなく、それが公になることは、その土地の地価に影響を与える可能性があると考え、条例第14条第3号イに該当すると判断した。

ウ また、土壌溶出量基準に満たなかった物質の値については、自然界に通常存在する可能性のある検出値であり、基準値は超過していないものの、検出はされているという情報が公になった場合、検査結果の見方や考え方を正しく理解されていないことによる風評被害等をいたずらに助長する可能性があると考えたため、条例第14条第3号イに該当すると判断した。

エ なお、土砂条例所定の基準に適合しなかったという調査結果を受け、排土処理場に集約された土壌により人の健康に係る被害が生ずるおそれを評価するため、排土処理場を起点として、環境省が示した、地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が到達すると考えられる範囲に地下水を人の引

用に供するために用いられる井戸等が存在するか調査した。

オ その結果、当該井戸等は存在しないことを確認したことから、排土処理場
に集積された土壌により人の健康に係る被害が生ずるおそれは認められず、
条例 14 条第 3 号ただし書には該当しないと判断した。

なお、土対法では、人の健康に係る被害が生ずるおそれが認められない
場合は、当該汚染土壌は、適切な管理の下、当該土地に残置されたままでも
差し支えないこととされている。

カ 実施機関は群馬県環境白書において、本件法人に関する公害事案が発生し
た事実や、大気調査及び水質調査の結果を公表しているが、今回不開示と
した情報は、本件法人に対して任意で調査を要請したものであり、公表す
る慣行はない。

第 5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件請求に係る公文書は、「昨年 12 月と本年 1 月に〇〇から県に対して土
壌中有害物質の測定結果がそれぞれ速報と正式のかたちで報告されたが、これ
を含め、それまでに同社と県との間で交わされたやりとりが分かる情報（〇〇
から県に対して土壌測定結果を踏まえた回答書及び測定データを含む）」であ
る。実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定した上で、別表
（い）欄に記載の公文書のうち、別表（う）欄の部分について、別表（え）欄
の理由に該当するとして、本件処分を行った。これに対し請求人は、本件処分
を不服とし、本件公文書の不開示部分のうち計量証明書の計量の結果（以下
「本件不開示部分」という。）について取消しを求めている。

そこで、審査会において本件公文書を見分した結果を踏まえ、以下、本件不
開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件公文書について

本件公文書は、県農村整備課が実施する本件公特事業に係り、本件法人が所有
する土地に汚染を含む土壌が排土されたことを受け、実施機関が本件法人に対し
て、当該排土された土壌について土砂条例に規定する方法による調査を行うよう
本件行政指導として要請し、本件法人が本件行政指導に任意に応じて調査を実施
した結果の報告を含む文書一式である。

本件公文書には、それぞれ同一の計量証明書を複写した本件計量証明書が添付
されており、土壌汚染調査を依頼した者や調査者、計量の対象項目とその結果等
が記載されている。請求人は、このうち計量の結果の開示を求めている。

3 条例の定めについて

条例第14条第3号イでは、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示とする旨を規定している。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められると解する。

また、同号ただし書は、同号イに該当する情報であっても「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については開示する旨を定めている。

4 不開示情報該当性について

本件公文書のうち、計量証明書の計量の結果が条例第14条第3号イに該当するとして不開示とされていることから、同号該当性について検討する。

- (1) 本件計量証明書は、実施機関が土砂条例に規定する方法により要請した調査に対して、任意で調査を実施した本件法人から提出されたものである。この調査結果について実施機関は、本件排土処理場の所有者である本件法人の法人等情報に該当し、次の2点を理由として、公にすると当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張している。

ア カドミウム、鉛、砒素の3項目については、土砂条例第6条に規定する土壤基準に適合しなかったが、土壤基準に適合しないという土地の性状に関する情報を公にすることは、その土地の地価に影響を与える可能性がある。

イ 土壤基準に適合した25項目については基準値を下回っているものの、中には検出されている項目も含まれており、その項目が明らかになることは、検査結果の見方や考え方を正しく理解されていないことによる風評被害等をいたずらに助長する可能性がある。

- (2) まず、土砂条例に規定する土壤基準に適合せず、そのことにより土対法の土壤基準にも該当しない土地の性状に関する情報を公にすることが、その土地の地価に影響を与える可能性があるという実施機関の主張について検討する。

- (3) 宅建業法第35条では、宅地建物取引業者は、宅地若しくは建物の売買等に関し、その契約が成立するまでの間に、同条第1項各号に規定されている内容を記載した重要事項説明書を交付して、宅地建物取引士から買主に対し説明させなければならないと定めており、同項第2号では、土対法上の指定区域であるか否かが重要説明事項として定められている。このため、土対法上の指定区域であるという情報は、土地の価格に影響を及ぼす情報であると認められる。

なお、農用地土壤汚染防止法による公特事業の実施の対象となる農地である事実や、掘削された土砂の排土処理場である事実については、宅建業法における重要事項としての説明の義務はない。

- (4) 本件計量証明書における検査の結果は、カドミウム、鉛及び砒素が土対法による土壤基準に適合しないという調査結果であり、これが開示された場合には、対象物質が検出されている以上、直ちに同法に基づく区域指定が行われるという誤解を与えるなどし、このことにより当該土地の価格に影響を及ぼすことが想定される。
- (5) 実施機関は、一部の物質が土壤基準に適合しないとの検査結果を受け、排土処理場に集約された土壤により人への健康に係る被害が生じるおそれを評価するために排土処理場を起点とした一定の範囲において地下水を飲用に供するための井戸があるかどうかの調査を行った。その結果、排土処理場の周辺に、地下水を飲むための井戸が存在しないことが確認できたので、排土処理場における土壤汚染を起因とした人への健康被害が生ずるおそれは認められず、土対法第5条所定の指定の要件を満たさない状態であった。このため、土対法上の区域指定の前提となる「土壤汚染状況調査」の実施を求めるに至らなかった。
- (6) 土対法上の区域指定の前提となる「土壤汚染状況調査」の実施を求めるに至らなかった本件の状況において、一部の有害物質の検査結果が判定基準に適合しなかった事実のみが公となった場合には、今後、本件排土処理場が土対法の区域指定を受ける等の憶測を受け、その価格が下落するなど経済的損失の発生や信用の低下を招く可能性があり、本件法人の正当な利益を害するおそれがあり、法的保護に値すると評価できることから、条例第14条第3号イに該当する。
- (7) また、実施機関は、土壤基準に適合した25項目の物質の数値について、検査結果の見方や考え方が正しく理解されていないことにより、風評被害等をいたずらに助長する可能性があると主張する。
- 審査会で見分したところ、この25項目の検査結果について、検出はされているものの、基準値を超過していない物質があることが認められる。当該検査結果が数値とともに明らかになった場合、基準値を超過している物質があった事実が既に示されている状況からすると、検査結果の見方や考え方を正しく理解されてないことによる風評被害等を助長し、信用の低下を招く可能性があり、前記(6)と同様に本件法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。このため、基準値を超過しなかった物質の検査結果についても、条例第14条第3号イに該当する。
- (8) 同号ただし書該当性について検討すると、前記(5)のとおり、実施機関が調査を行った結果、排土処理場の周辺に地下水を飲むための井戸が存在しないことが確認できたので、排土処理場における土壤汚染を起因とした人への健康被害が生ずるおそれは認められず、土対法第5条所定の基準の要件を満たさない状態であるとされている。このため、本件計量証明書の検査結果を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことに

より保護される本件法人の権利利益とを比較衡量しても、前者の利益を保護する必要性が後者を上回るとまでは認められず、同号ただし書に該当しない。

- (9) したがって、本件計量証明書の検査結果については、条例第14条第3号イに該当し、同号ただし書に該当する事情は認められないため、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

5 請求人のその他の主張について

請求人はその他種々主張するが、本審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	内 容
令和 6年 1月23日	諮問
令和 6年 6月27日 (第99回 第一部会)	審議（本件事案の概要説明）
令和 6年 8月21日 (第100回 第一部会)	審議（実施機関の口頭説明）
令和 7年 5月26日 (第101回 第一部会)	審議
令和 8年 8月 6日	答申

別表

(あ) 特定した公文書	(い) 不開示部分を含む公文書の 標題	(う) 開示しない部分	(え) 該当条文及び開示しない理由	
排土処理場の環境検査結果に係る関係所属との打合せ（令和５年１月１０日付け環保第３２１２－３号）	対応記録	打合せ内容等	群馬県情報公開条例第１４条第６号イ	当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	計画平面図	事業内容		
	事業対象地一覧	事業内容		
	排土処理場計画平面図	事業内容		
	排土処理場縦横断面図	事業内容		
	電子メール	連絡内容等		
	計量証明書	計量証明事業者（法人）の印影	第１４条第３号イ	当該法人等（又は当該個人）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		環境計量士の氏名	第１４条第２号	特定の個人が識別できる情報であるため。
		環境計量士（個人）の印影	第１４条第３号イ	当該法人等（又は当該個人）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		採取者名の氏名	第１４条第２号	特定の個人が識別できる情報であるため。
		計量の結果	第１４条第３号イ	当該法人等（又は当該個人）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		試験担当者	第１４条第２号	特定の個人が識別できる情報であるため。
	試料採取地点状況	試料採取者名	第１４条第２号	特定の個人が識別できる情報であるため。
〇〇川流域農用地土壌汚染対策事業の実施における環境配慮の対応状況について（令和５年１月１８日付け環保第３２１２－５号）	計量証明書	計量証明事業者（法人）の印影	第１４条第３号イ	当該法人等（又は当該個人）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		環境計量士の氏名	第１４条第２号	特定の個人が識別できる情報であるため。
		環境計量士（個人）の印影	第１４条第３号イ	当該法人等（又は当該個人）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		採取者名の氏名	第１４条第２号	特定の個人が識別できる情報であるため。
		計量の結果	第１４条第３号イ	当該法人等（又は当該個人）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		試験担当者	第１４条第２号	特定の個人が識別できる情報であるため。
	試料採取地点状況	試料採取者名	第１４条第２号	特定の個人が識別できる情報であるため。